

2020年9月

お客さま各位

東山口信用金庫

未利用口座管理手数料の新設のご案内

東山口信用金庫（理事長 松原 正雄）では、下記のとおり令和2年10月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座および貯蓄預金口座に「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

当該手数料は、「長らくご利用の無い口座について、口座不正利用防止のためご利用の再開またはご解約をお勧めするとともに、未利用の状態となった口座に対する最低限の管理コストをご負担いただくことにより、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上」を図ることを目的としておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

未利用口座管理手数料の詳細は、次のとおりとなります。

【対象口座】

以下の①～⑦を全て満たす普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象といたします。

①2020年10月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座であること。

②最後の預入れまたは払戻し（該当普通預金の利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除く。）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含む）、貯蓄預金口座であること。

③お借入れが無いこと。

④同一店舗に定期預金、定期積金、財形、国債、保険など預かり金融資産がないこと。）

⑤口座振替依頼が付与されていないこと。ただし、2年間以上口座振替が無い場合は対象といたします。

⑥後見支援預金口座でないこと。

⑦相続預金口座でないこと。

※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座、通帳レス口座も対象とします。

【手数料金額】

年間1,320円（消費税込）

【未利用口座管理手数料のご案内について】

- 本手数料の対象となる口座をお持ちのお客さまに、お取引状況をお知らせする文書「ご案内」をお届けの住所に事前に送付させていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、当該手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

【口座の自動解約について】

- 残高不足などによって未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- 一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。

